

中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、効果的な省エネルギー設備等を導入する中小事業者(エコアクション21等の認証・登録事業者)に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象者

兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～③に掲げる要件をすべて満たす者が対象です。

- ① 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ診断を平成28年4月1日以降に受けていること（未受診または平成28年3月31日以前に受診している場合は受診する必要があります。）
- ② 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業または、年間エネルギー使用量（原油換算）が原則として1,500KL未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者
- ③ エコアクション21またはISO14001の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者

※ 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業

下表【A】【B】いずれかを満たす法人または個人事業者

業種	資本金の額または出資の総額【A】	常時使用する従業員数【B】
製造業等（運輸業・建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

補助対象経費及び補助額

一般財団法人省エネルギーセンターによる無料省エネ診断を受診し、提案を受けた省エネ設備への更新・改修及び二重窓、高断熱サッシへの改修（兵庫県内の事業所等に限る。）の経費を対象とします。

【設備費】補助事業の実施に必要な機械装置、省エネ機器等の更新・改修に要する経費

【工事費】補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費

※ 消費税及び地方消費税の額は除きます。

※ 国庫補助金を財源とする補助金の交付を受けるものは対象となりません。

補助額：補助対象経費の1/3（上限100万円）

募集期間

令和元年5月7日 ～ 令和元年12月27日（必着）

※先着順につき、早期に受付を終了することがあります。

補助金申請までの流れ

ステップ1：(一財) 省エネルギーセンターの無料省エネ診断を受診

- ① 無料省エネ診断の申込書入手します。
申込書を <https://www.eccj.or.jp/shindan/index.html> からダウンロードしてください。様式に従い、診断に必要な情報を記入します。
(申込書の記入方法、省エネ診断については省エネルギーセンターにお問い合わせください。TEL03-5439-9732)
- ② 申込書をメールで当協会あて (E-mail: ondankabousi@eco-hyogo.jp) に送付します。标题を「省エネ診断申込み(会社名)」としてください。
(当協会を経由して省エネルギーセンターに申し込みます。)
- ③ 診断日程の調整
省エネルギーセンターから日程調整の連絡があります。
- ④ 省エネ診断を受診
- ⑤ 省エネ診断報告書が届きます。
省エネ診断受診後、1か月程度で診断結果の報告書が届きます。

ステップ2：省エネ改修について検討

- ⑥ 報告書で提案のあった省エネ改修について検討します。
※診断を受診したことで改修が義務付けられるものではありません。

ステップ3：補助金を申請

- ⑦ 改修計画を決定、補助金を申請します。
補助金交付要綱、申請書類は当協会ホームページよりダウンロードしてください。
<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/tyuushou2019/>
※診断日の調整、診断から報告書の送付までに時間がかかります。早めの受診をお勧めします。

提出先・問い合わせ先

◆中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金について

公益財団法人 ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-18
TEL 078-735-2738 FAX 078-735-7222
E-mail: ondankabousi@eco-hyogo.jp

◆エコアクション21について

同協会内 エコアクション21地域事務局ひょうごEMS支援センター
TEL 078-735-2780 FAX 078-735-7222
E-mail: ea21hyogo@eco-hyogo.jp